

様式 1

意 見 書

平成 16 年 8 月 24 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

郵便番号 925-8501

(ふりがな) いしかわけんはくいしあさひまち

住 所 石川県羽咋市旭町ア 200 番地

(ふりがな) はくいしかんきょうあんぜんかちょう こうだまさお

氏 名 羽咋市環境安全課長 幸田正男

電話番号 [REDACTED]

電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用部会 最終報告書（案）」に関し、下記のとおり意見を提出します。

記

電波利用料を含む電波法に基づくすべての費用負担を、免許人が市町村の場合には、国と同様に免除すべきである。

意見書

平成 16 年 8 月 23 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

郵便番号 927-0492

(ふりがな)いしかわけんふげしぐんのとまちあざうしつしん

住所 石川県鳳至郡能都町字宇出津新1-197-1

(ふりがな)のとまちやくばそうむかちょう たじたかづゆき

能都町役場総務課長 田下一幸

電話番号 [REDACTED]

電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、下記の
とおり意見を提出します。

記

電波利用料を含む電波法に基づく全ての費用負担を、免許人が都道府県、市町村、消防本部を含む地方公共団体、地方公営企業の場合には、国と同様に免除すべきである。

意 見 書

平成16年8月24日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 あて

郵便番号 794-2492
住 所 愛媛県越智郡岩城村1427番地
氏 名 企画総務課長 林 正城
電話番号 [REDACTED]
アドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」

に関し、下記のとおり意見を提出します。

A案の現行どおり減免を行うに賛成する。

特に、防災行政無線及び消防救急無線については災害対応の非常通信であり、「国民の生命、身体、財産の保護」に係る緊急かつ重要な無線通信であることから、電波利用料の適用除外とすべきである。

意 見 書

平成 16 年 8 月 24 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

郵便番号 929-0192

(ふりがな) いしかわけんのみぐんねあがりまちなかまち

住 所 石川県能美郡根上町中町子 88 番地

(ふりがな) いしかわけんのみぐんねあがりまちやくば そうむか かちょう たかつかぜんえい

氏 名 石川県能美郡根上町役場総務課 課長 高 塚 善 衛

電話番号 [REDACTED]

電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用科部会 最終報告書（案）」に関し、
下記のとおり意見を提出します。

記

電波利用料を含む電波法に基づく全ての費用負担を、免許人が都道府県、市
町村、消防本部を含む地方公共団体、地方公営企業の場合には、国と同様に
免除すべきである。

様式 1

意見書

平成 16 年 8 月 23 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 あて

郵便番号 690-8521

住所 島根県松江市学園南 1 丁目 17 番 3 号

氏名 松江地区広域行政組合消防本部

消防長 柳原知朗

電話番号 [REDACTED]

E-mail [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意 見

現在、消防機関が活用している消防・救急無線は「国民の生命、身体及び財産の保護」に活用していることから特例措置（電波法103条の2第6項第2号）がなされていると解釈するものである。

先に、国民保護法令が制定され危機管理上、いち早く対応しなければならない消防としては、情報の早期入手及び伝達は無線のほか他に手段がない。

特に秘匿性を重視しなければならないことから個人若しくはメディア等の利用とは異なると考える。

更に、平成28年5月までには市町村及び消防・救急無線はデジタル系になることから市町村の負担は増大する一方である。

したがって、国民保護法制の観点から考察すると、国民の生命、身体及び財産の保護を目的としている消防にあっては、今後更に予測つかない災害対応するため、法の趣旨と提案理由が逆行していると言わざるを得ない。

又、市町村の財政負担が増大することを憂慮し、現行法のと
おり対応していただきたい。

意 見 書

平成16年8月24日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

郵便番号 750-0313
住所 山口県豊浦郡菊川町田部734-1
団体名 菊川町
代表者氏名 菊川町長 林 哲也
電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し別紙のとおり意見を提出します。

別 紙

本町において、運用中の防災行政無線は、町民の生命・財産の維持確保、災害発生の未然防止に大きく寄与するものであり、災害発生時には、地域住民への情報伝達及び情報収集に極めて有効な手段となります。

また、消防緊急無線は、消防団活動等の情報伝達として消火活動、人命救助、財産の維持・確保に欠くことのできない重要な手段であり、消防緊急体制の要となるものです。

このような無線局に対する新たな電波利用料の負担増は、消防防災体制の確立・維持に大きく影響を及ぼすものであり、体制の確立・維持をも後退させるものであると考えますので、現行のとおり減免措置を切望します。

平成16年8月24日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 あて

〒503-0495

岐阜県海津郡南濃町駒野奥条入会 99-2

南濃町役場 総務企画課 山田

TEL [REDACTED]

FAX [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に関し、
別紙のとおり意見を提出します。

交付税削減、補助金削減と公共団体に対する財政は厳しいものとなっています。
公用で利用されるものについては、現状維持を望みます。

意見書

平成16年 8月24日

総務省総合通信基地局

電波部電波政策課

郵便番号 350-0221

(ふりがな) さいたまけんさかどしかまくらちょう

住 所 埼玉県坂戸市鎌倉町16-16

(ふりがな) さかどつるがしましょうぼうくみあい
しようぼうほんぶ

名 称 坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部

(ふりがな) しょうぼうちょう きむら えいいち

代表者 消防長 木村 栄一

電話番号 [REDACTED]

電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙

意 見

消防・救急無線等は消防活動において、なくてはならない重要な通信手段であり、現在のところこれに代わる通信手段は見当たらない。

また、昨今の地方財政の逼迫状況を鑑みれば、減免措置を廃することにより消防サービスの水準低下が懸念されることが予想される。

よって当消防本部としては、現行のとおり特例措置を継続して頂きたく意見を提出します。

意見書

平成 16 年 8 月 24 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

〒924-8688

住所 石川県松任市倉光二丁目 1 番地

いしかわけんまつとうしやくしょしみんせいかつぼうさいあんぜんかちょう かわきた せいき

氏名 石川県松任市役所 市民生活部 防災安全課長

川 北 誠 喜

電話 [REDACTED]

メールアドレス
[REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、下記のとおり意見を提出します。

記

電波利用料を含む電波法に基づく全ての費用負担を、免許人が都道府県、市町村、消防本部を含む地方公共団体、地方公営企業の場合には、国と同様に免除すべきである。

様式 1

意 見 審

平成 16 年 8 月 24 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

(郵便番号) 781-6410
(ふりがな) こうちけんあきぐんたのちょう
(住所) 高知県安芸郡田野町 1406-1
(ふりがな) ちゅうげいこういきれんごうしょうぼうほんぶ
(名称) 中芸広域連合消防本部
(ふりがな) しょうぼうちょう しらいしあきひこ
(代表者名) 消防長 白石 彰彦
(電話番号) [REDACTED]
(電子メールアドレス) [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意 見

第6章、第2節 国、地方公共団体の取り扱いについて

消防無線の電波利用料金減免処置は、特に消防無線等は国民の生命、身体財産の保護に係る高い公共性があることを重視して、地方公共団体等に財政的な負担を課すことにより、住民にとって不可欠な行政サービスの水準が結果として低下することを避ける観点から設けられたものである。

この立法趣旨は現在でもなんら変わるものではないどころか、昨今の地方財政の逼迫状況を鑑みれば、減免処置を廃止することにより、消防サービスの水準低下がより一層懸念される。

消防機関は、災害防除活動時に消防無線を必要最低限使用していることから、利用料の徴収が電波有効利用のインセンティブに必ずしも繋がるとは思えず、消防機関が電波を利用することにより便益を受けるのは国民であり、事業者が電波を利用することにより便益を受けるのは事業者自らである。

電波を公物ととらえ経済的価値を勘案した使用量を徴収する考えについて、災害防除活動を行う消防機関には、電波を使用することによる経済的価値は生じないといえる。

さらに当消防本部では、電波有効利用のために、多額の経費を要する無線のデジタル化に取り組んでいる中、新たな財政負担を強いることにより、デジタル化移行への遅れが懸念される。

このようなことからも、地方公共団体等の取り扱いについては、現行どうり特別処置を維持していただきたく、意見を提出します。



様式 1

意 見 書

平成 16 年 8 月 20 日

総務省総合通信基盤局

電波部電波政策課 様

(郵便番号) 260-0854

(ふりがな) ちばしちゅうおうくながず

(住 所) 千葉市中央区長洲 1-2-1

(ふりがな) ちばししょうぼうきょく

(名 称) 千葉市消防局

(ふりがな) くによしまさあき

(代表者名) 國 吉 政 明

(電話番号) [REDACTED]

(メールアドレス) [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意 見

第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

電波利用料の減免措置は、地方公共団体が開設する無線局の中でも、特に消防無線等は国民の生命、身体及び財産の保護に係る高い公共性があることを重視して、地方公共団体等に財政的な負担を課すことにより、住民にとって不可欠な行政サービスの水準が結果として低下することを避ける観点から設けられたものであること。

また、消防無線については、現在、デジタル化に向けた投資を全国的に進めしており、新たに電波利用料を課すことにより、こうした地方公共団体の取り組みに影響を及ぼすことが考えられ、新たに電波利用料を徴収することにより、その手続きに係る事務量が増大し、地方公共団体の負担が増すばかりか、税収が伸び悩む中、更なる財政の圧迫になり、市民サービスの低下を招くことが考えられます。

のことから、地方公共団体等の取り扱いは現行どおり特例措置を継続していくただきたく、意見書を提出いたします。



様式1

意見書

平成16年 8月20日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

郵便番号	305-0018
(ふりがな)	いばらきけんつくばしこんだ
住所	茨城県つくば市金田1979
(ふりがな)	つくばししみんかんきょうぶ
	せいかつあんぜんかちょう
	きくち せいいち
氏名	つくば市市民環境部生活安全課長
	菊地 誠一

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関する意見

「第2節 国、地方公共団体の扱いについて」に関し、次のとおり意見を提出します。

1 意見

- (1) 防災行政無線について、現行 1/2 免除から全額免除とすべきと考えます。

2 理由

- (1) 当該無線局は、災害対策法に基づき設置されるもので、消防救急無線及び水防無線と同様に扱うべきであると考えます。
- (2) 地方自治体の厳しい財政事情、国からの補助金削減がある中、電波利用料の負担を増やすことは、防災行政無線の普及を阻害する恐れがあり、むしろ、促進を図るため当該利用料を全額免除すべきと考えます。
- (3) 国の施策として、同報系無線のデジタル化を進めており、デジタル化の利点として双方向通信が可能としているところですが、双方向通信の場合、子局が固定局となり利用料対象局が大幅に増えることになり、デジタル化による双方向通信導入の際、多大な負担増が生じ、デジタル化移行の妨げになると考えます。

意 見 書



平成 16 年 (2004年) 8 月 19 日

総務省総合通信基盤局

電波部電波政策課 様

郵便番号 742-1195

住 所 山口県熊毛郡平生町大字平生町210-1

団体名 平生町

代表者氏名 平生町長 山田 健一

電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し別紙
のとおり意見を提出します。

別紙

- 1 本町において運用中の防災行政用の無線局（水防用としても活用している）は、特に災害時において、有線が途絶した場合、欠くことのできない唯一の重要な情報伝達手段であり、これらの無線局によって収集伝達される情報は、町民の生命及び財産の維持確保、災害発生の未然防止に大きく寄与しているところです。
- 2 上記の無線局は、公共かつ重要な無線局であり、これらの無線局に対する新たな電波利用料の負担増は、消防防災体制の確立、維持に影響し後退させるものと考えますので、現行のとおり減免措置を切に要望します。



様式 1

意 見 書

平成 16 年 8 月 19 日

総務省総合通信基盤局

電波部電波政策課 殿

郵便番号 309-1192
(ふりなが) いばらきけんまかべぐんきょうわまちかどい
住所 茨城県真壁郡協和町門井 1962-2

(ふりなが) きょうわまちやくばそうむかちょう
ひらま ちひろ
氏名 協和町役場総務課長
平間 千弘

電話番号 [REDACTED]

注 法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載することとする。

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に関し、
別紙のとおり意見を提出します。

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 列 4 番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に関する意見

「第2節 国 地方公共団体の扱い」に関し、次のとおり意見を提出します。

1 意見及び理由

防災行政無線が火災・台風・地震・洪水等の非常災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、情報の伝達等住民の生命・財産を守る目的をするものであることから、防災行政無線についても、消防救急無線及び水防無線と同様に、現行1／2から全額免除とすべきと考えます。

意 見 書



平成16年8月19日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 殿

郵便番号 300-4598

(ふりがな)

住 所

いばらきけんまかべぐんあけのまちえびがしま
茨城県真壁郡明野町海老ヶ島1300

(ふりがな)

氏 名

あけのまちやくばそうむかちょう きむら かつお

明野町役場総務課長 木村 勝夫



「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に関し、
別紙のとおり意見を提出します。

別紙

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告（案）」に関する意見

「第2節 国、地方公共団体の扱いについて」に関し、次のとおり意見を提出します。

1. 意見

(1) 防災行政無線について、現行の1／2免除から、全額免除にしていただきたい。

2. 理由

1 - (1) について

① 市町村防災行政無線は、住民の生命・財産等を保護するために必要不可欠なものであり、災害対策基本法に基づき設置されたもので、消防救急無線及び水防無線と同様に扱うべきであり、地方自治体の厳しい財政事情、国からの補助金削減、無線設備のデジタル化による設備費高騰等がある中、防災無線の普及促進を図るため、利用料を全額免除にしていただきたい。



意見書

萩総消防第 55号
平成16年8月17日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

郵便番号 758-8555

住所 山口県萩市大字江向510号

団体名 萩市

代表者氏名 萩市長 野村興兒



電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し別紙のとおり意見を提出します。

別紙

- 1 本市において運用中の防災行政無線及び水防用の各無線局は、特に災害時において、有線が途絶した場合、欠くことのできない唯一の重要な情報伝達手段であり、これらの無線局によって収集伝達される情報は、市民の生命及び財産の維持確保、災害発生の未然防止に大きく寄与しているところです。
- 2 消防救急活動において、人命の救助、財産の維持確保のためには、緊急かつ確実な情報伝達手段の確保が必要であり、消防救急無線は、欠くことのできない重要な情報伝達手段です。
- 3 上記1及び2の無線局は、公共かつ重要な無線局であり、これらの無線局に対する新たな電波利用料の負担増は、消防防災体制の確立、維持に影響し後退させるものと考えますので、現行のとおり減免措置を切に要望します。

意見書



平成 16 年 8 月 13 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 あて

(郵便番号) 〒901-2102
(ふりがな) おきなわけんうらそえしあざまえだ
(住所) 沖縄県浦添市宇前田1846番地5
(ふりがな) うらそえししょうぼうほんぶ
(名称) 浦添市消防本部
(ふりがな) みやざとしんいち
(代表者名) 宮里親一
(電話番号) [REDACTED]
(メールアドレス) [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意 見

第6章 第2節 国、地方公共団体の扱いについて

消防無線は、「専ら国民の生命、身体、財産を保護する法的な任務を遂行することを目的とする無線局」であり、行政サービスの水準を維持するために不可欠な通信手段である。また、「法律上、無線局の開設が不可欠となっている無線局」であり高い公共性が認められる。

国や地方公共団体に対しての電波利用料の減免措置は、この点を考慮した結果であり、このことは現在に至って何ら変わることろはない。

公平性の確保から国や地方公共団体にも一定の電波利用料負担を求める考えについては、消防機関が使用する電波と事業者が使用する電波では、その使用で利益を受ける対象者が異なることから、「公平性の確保」という言葉に疑問に感じる。

消防機関が電波を使用することによって経済的価値が生じないこと、高い公共性のある電波であることからして、電波利用料の徴収が電波有効利用のインセンティブに必ずしも繋がるとは考えにくい。

このようなことからも、地方公共団体等の取扱いについては現行どおり特例措置を継続して頂きたく、意見を提出します。



意見書

平成16年8月18日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 殿

郵便番号 300-1592

(ふりがな) いばらきけんきたそうまぐん
ふじしろまちおおあざふじしろ

住所 茨城県北相馬郡藤代町
大字藤代700番地

(ふりがな) いばらきけんふじしろまち
やくばそうむかちょう
しいな ひとし
茨城県藤代町役場総務課長
椎名 均

電子メールアドレス

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告（案）」に関し、別紙のとおり
意見書を提出します。

別紙

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告（案）」に関する意見

「第2節 国、地方公共団体の扱いについて」に関し 次の通り意見を提出します。

1 意見

- ・防災行政無線について、現行1／2免除から全額免除とすべきと考えます。

2 理由

- ・地方自治体の厳しい財政事情、国からの補助金削減等の中で、電波利用料について自治体の負担を増やせば、維持管理費にそのしづ寄せが及び、国民の生命等の保護に必要不可欠な通信設備の機能維持に支障が生ずる恐れがあります。又、無線設備のデジタル化による設備費高騰等がある中、電波利用料の負担を増やすことは、防災行政無線の普及を阻害するおそれがあり、むしろ、促進を図るため当該利用料を全額免除すべきであると考えます。



意見書



平成 16 年 8 月 17 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

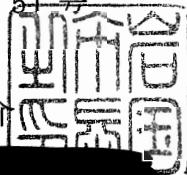
郵便番号 740-8585

住所 岩国市今津町一丁目 14 番 51 号

団体名 岩国市

代表者氏名 岩国市長 井原勝介

メールアドレス [REDACTED]



「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別 紙

1 本市において運用中の防災行政用の無線局は、特に災害時において、有線が途絶した場合、欠くことのできない唯一の重要な非常通信手段であり、この無線局によって収集される情報は、市民の生命及び財産の維持確保、災害発生の未然防止に大きく寄与しております。

従って、この無線局に対する新たな電波利用料の負担増は、防災体制の確立、維持に影響を与え、これを後退させるものと考えますので、現行のとおり減免措置を切に要望いたします。



北消警第144号
平成16年8月13日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

北但消防本部

津櫛鹿 孝信



消防無線電波利用料の徴収を免除する特例措置継続についての
意見書の提出について

記

1、提出書類 意見書1部

以上

意 見 書

消防無線の電波利用料減免措置は、特に消防無線等は国民の生命、身体、財産の保護に係る高い公共性があることを重視して、地方公共団体等に財政的な負担を課すことにより、住民にとって不可欠な行政サービスの水準が結果として低下することを避ける観点から設けられたものである。この立法趣旨は現在でも何ら変わるものはないどころか、昨今の地方財政の逼迫状況を鑑みれば、減免措置を廃することにより、消防サービスの水準低下がより一層懸念される。

消防機関は、災害防除活動時に消防無線を必要最低限使用していることから、利用料の徴収が電波有効利用のインセンティブに必ずしも繋がるとは思えず、消防機関が電波を利用することにより便益を受けるのは国民であり、事業者が電波を利用することにより便益を受けるのは事業者自らである。

電波を公物ととらえ経済的価値を勘案した使用料を徴収する考えについて、災害防除活動を行う消防機関には、電波を使用することによる経済的価値は生じないといえる。

さらに、消防機関は、電波有効利用のために、多額の経費を要する無線のデジタル化に取り組んでいる中、新たな財源負担を強いることにより、デジタル化移行への遅れが懸念される。

このようなことからも、地方公共団体等の取扱いについては、現行どおり特例措置を継続していただきたく、意見を提出します。